

令和3年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月15日（月曜日）

令和3年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和3年3月15日（月曜日）

議事日程 第2号

令和3年3月15日（月曜日）午後1時06分開議

- 日程第 1 同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 1 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 1 2 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について
- 日程第 5 議案第 1 3 号 甘楽町公平委員会設置条例及び甘楽町公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 1 4 号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 1 5 号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 1 6 号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 7 号 甘楽町新型コロナウイルス感染症患者等の人権思いやり条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 甘楽町道路構造条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 甘楽町公民館使用条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 26 号 甘楽町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 19 議案第 27 号 行政財産の無償貸付について
- 日程第 20 議案第 28 号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 29 号 令和 3 年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 30 号 令和 3 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 31 号 令和 3 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 32 号 令和 3 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 33 号 令和 3 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 34 号 令和 3 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 35 号 令和 3 年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第 28 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第 29 発議第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 30 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第 31 議員派遣の件について
- 日程第 32 一般質問 第 1 番 金 田 倍 視（ボランティア総合案内窓口の常設に
ついて）
- 第 2 番 吉 田 恭 介（甘楽町高齢者生活支援サービスを柔
軟に普及を）
- 第 3 番 山 田 邦 彦（「平和資料館」の設置を）
- 第 4 番 山 田 邦 彦（公営住宅の入居要件の見直しを）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	岩崎佳孝君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
健康課長	齋藤淳二君	住民課長	田中睦宏君
産業課長	五十里比登志君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	高橋功君	学校教育課長	秋山勝重君
社会教育課長	大河原敦子君		

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	岡本妙子
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 0 6 分開議

◇議長（富岡朝男君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 1、同意第 1 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、只今同意されました松井勝美君から発言を求められておりますので、これを許します。

松井勝美君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔松井勝美君入場〕

◇固定資産評価審査委員会委員（松井勝美君） ただ今の茂原町長からの推薦で、議会の同意をいただきました松井です。よろしく願いいたします。固定資産税は町の税収の有力な財源と聞いております。その元となる評価額に対する納税者の目は大変厳しいと思われれます。町民から審査の申入れがあった際は他の委員さんと協議して公正な審査に努める所存です。よろしく願いいたします。（拍手）

◇議長（富岡朝男君） ありがとうございます。

〔松井勝美君退席〕



○日程第 2 同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 2 同意第 2 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、只今同意されました柳澤綾子君から発言を求められておりますので、これを許します。

柳澤綾子君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔柳澤綾子君入場〕

◇教育委員会教育委員（柳澤綾子君） 先ほど教育委員任命のご同意をいただきました柳澤綾子です。ご同意いただき誠にありがとうございます。大変微力ではございますが、甘楽町の教育行政を少しでもお手伝いできればと思っております。どうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◇議長（富岡朝男君） ありがとうございます。

〔柳澤綾子君退席〕

○日程第3 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（富岡朝男君） 日程第3、議案第11号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第4 議案第12号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について

◇議長（富岡朝男君） 日程第4、議案第12号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第5 議案第13号 甘楽町公平委員会設置条例及び甘楽町公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第5、議案第13号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第6 議案第14号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第6、議案第14号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第7 議案第15号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第7、議案第15号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 8 議案第 16 号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 8、議案第 16 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 9 議案第 17 号 甘楽町新型コロナウイルス感染症患者等の人権思いやり条例
の制定について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 9、議案第 17 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 10 議案第 18 号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 10、議案第 18 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 1 議案第 1 9 号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 1 1、議案第 1 9 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 2 議案第 2 0 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第 1 2、議案第 2 0 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席 1 2 番、山田邦彦君。

◇1 2 番（山田邦彦君） 私は、議案第 2 0 号に反対の立場で討論いたします。

この議案は 6 5 歳以上の人の介護保険料の値上げをするための条例です。現在、基準額が 6 万 1, 2 0 0 円となっているところを 7, 8 0 0 円値上げして、6 万 9, 0 0 0 円となります。また、第一段階の方は生活保護受給者の方や老齢福祉年金の受給者の方、現在 1 万 8, 3 6 0 円が 2, 3 4 0 円値上げをして 2 万円以上となる案でございます。今、コロナ禍の中で苦しんでいる高齢者に対して負担増を強いるのは、いかにも酷です。理解することができません。私は逆に第一段階から第三段階の人達は保険料を免除することも必要だと考えています。政府はいつも消費税は福祉のため、社会保障の充実のために使うと言っています。一昨年 1 0 月にも消費税を上げました。1 0 %に増やしたわけですが、今回のように、その直後介護保険料を上げることはどこから見ても理解ができません。その他の社会保障の分野でも消費税が導入される 1 9 8 8 年時点と現在とで比べてみます

と、消費税率がゼロ%だったのを10%、医療の関係では労働者本人の窓口負担が1割から3割に増えています。高齢者の窓口負担も外来の場合定額で800円だったのが、1割から3割へと負担が増えています。また、年金の支給開始年齢も60歳を65歳、そして国民年金の保険料が1カ月7,700円から今では1万6,540円と高額になっています。社会保障制度は残念ながら後退をしていると言えます。というのも、前回8%に増税したとき、増税した3%分はすべて社会保障に使うと言ったのに、内閣官房の出したデータによると2017年の増税分は8.16兆円ですが、このうち社会保障に使ったのはたったの16%です。今回も同じように増税した分は全部国民に返すと言っていますが、「返すなら始めから増税するな」、これが国民の声です。所得の低い人ほど負担率の高くなる欠陥のある消費税は、一部の非課税品や軽減税率品はあるにしても、衣食住の生活必需品にも等しく10%がかけられています。1989年に消費税が導入されて以来、昨年度までの消費税の税収は実に397兆円に達します。一方で、この間いわゆる法人三税は合計で約300兆円が減税されています。要するに法人税収の穴埋めのために消費税が使われたと言えるかたちになってしまいました。トヨタなど大企業には輸出の戻し税で納めてもいない消費税が戻っています。また、株など有価証券を持っている富裕層には税が軽減をされています。今こそ大企業や富裕層への優遇はやめにして、能力に応じて課税すべきだと思います。そうすれば今まで町のために一生懸命働いてきていただいた高齢者に対し、大きな負担をさせずに済むわけです。そもそも日本の社会は77で喜寿、88で米寿そのあと卒寿や白寿と高齢を心から祝う社会でした。もし国が有効な対策を取らないのであれば、身近な自治体がきっちり援護策をつくり、行うべきだと思いますが、そうになっていけませんので賛成できません。

◇議長（富岡朝男君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第13 議案第21号 甘楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

◇議長（富岡朝男君） 日程第13、議案第21号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第14 議案第22号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第14、議案第22号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第15 議案第23号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第15、議案第23号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第16 議案第24号 甘楽町道路構造条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第16、議案第24号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第17 議案第25号 甘楽町公民館使用条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第17、議案第25号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第18 議案第26号 甘楽町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第18、議案第26号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第19 議案第27号 行政財産の無償貸付について

◇議長（富岡朝男君） 日程第19、議案第27号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第20 議案第28号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（富岡朝男君） 日程第20、議案第28号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第21 議案第29号 令和3年度甘楽町一般会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第21、議案第29号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第29号について反対の立場で討論いたします。

まず、各会計の事業を実施するにあたり、町長をはじめ各職員・役員の皆さんのご努力に敬意を表します。

さて、本予算は57億6,500万円で昨年度比9.5パーセント増となっています。他市町村が軒並み緊縮で組んでいるところからみると、積極的予算と言えらると思います。昨年度実施して非常に人気があり、どんどん拡充された住宅リフォーム助成制度の導入や今年度から予算の詳細説明書を住民向けに作成することなどは大変喜ばしいと思います。また、町長が日頃から「子どもは町の宝。子育てするなら甘楽町」と発言しています。私もその考えには大賛成です。実際に、本予算では再来年度から学童保育所を全小学校へ設置するための準備費用が盛り込まれていたり、認定こども園を設置する費用が盛り込まれ

ていますが、現在県内20以上の自治体で行っている学校給食費の無料化や軽減、出産直後から母親が悩み、産後鬱や育児ノイローゼを回避するための手立てとなる育休中の0歳児・1歳児保育の実施、またイクメンを育てる効果が高いと言われるイクボス制度の導入などをすぐ行うべきと考えますが、行えていません。また、住民の皆さんの切実な要望である加齢による難聴者の補聴器購入補助。自らの仕事や生活を中断し、現場に駆け付け日夜住民の生命や財産を守るために活躍していただいている消防団員の報酬の増額。利用団体がお金の心配なく活動を行う保障となる社会教育団体制度の導入。また45リットル用のものを600円から400円に値下げしましたが、まだまだ高すぎるごみ袋の更なる値下げ。どの年代でもどの地域でもおられるLGBTの方が安心して暮らせるような条例の制定。そして、核家族化などで墓守りができない人たちが増えています。樹木葬ができる公園墓地の設置。議員全員が参加し、数年の時間をかけて人口減少問題を検討した結果、全議員で提案している254号バイパスに道の駅の設置。などなど手のついていない事業がたくさんあります。もっと住民の声を実現するためにお金を使うことは可能です。しかし、行われていません。

最後に職員の皆さんの給与はこの間しばしばマイナスの人事院勧告が出ていますが、そのまま受け入れています。そういった予算なので賛成することができません。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 次に議席3番、白石豊樹君。

◇3番（白石豊樹君） 私は、議案第29号令和3年度甘楽町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度一般会計予算の総額は、先ほど山田議員さんが言われましたように57億6,500万円で、前年度と比較して9.5%の増額となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、町税収入が前年度と比較して7.5%と大幅な減額となる厳しい財政状況のなか、電気料をはじめとする経常経費の徹底的な見直しが見られ、コロナ禍にあっても事業の優先度に考慮しています。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見込めない現状の中、極力将来世代に負担をかけぬよう、適正かつ有利な町債の借入や各基金の繰入れを実施し、財政健全化にも配慮した編成となっています。

長年の重点事業である甘楽パーキングエリア・スマートインターチェンジ整備事業にも引き続き取り組むとともに、保育・幼児教育の充実のため「認定こども園」の開園に向け

た建設費補助金も盛り込まれ、さらに魅力的で住みやすいまちづくりを進めることが期待できると思います。

また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策で実施した「住宅リフォーム補助金」を継続する形でリフォーム補助を助成し、住環境の改善につなげていきます。

さらに、新築家屋に対する「まちづくり定住応援金」や「空き家リフォーム補助金」「奨学金返還支援助成金」の拡充など、人口減少問題に向けた移住・定住促進施策を取り入れたものになっています。

生活に密着する健康福祉分野には、実に予算全体の30%の金額が確保されました。「にこにこ甘楽」を拠点に、妊娠期から出産後の育児までの母子支援、若年者健診による町民の健康管理、高齢者世代の生きがいつくり、介護予防など、町民の暮らしを支える多くの事業に予算が計上されております。

以上施策の一端ですが、令和3年度一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、少子高齢化対策、福祉対策、環境整備、社会資本整備、産業振興、安全安心対策、教育文化振興など、多岐にわたる事業に予算が配分されており、バランスの取れた構成となっています。

厳しい財政状況の中でも、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、その一方で、最終年となる甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」を進める上で、適切な予算であると判断し、賛成といたします。

◇議長（富岡朝男君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第22 議案第30号 令和3年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第22、議案第30号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第23 議案第31号 令和3年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第23、議案第31号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第31号に反対の立場で討論いたします。

私は公的介護保険制度は社会保障制度の大切な一つの柱として位置付けなければならないと思っています。介護保険が始まる前から指摘をさせていただきましたが、介護保険のお世話になる人は甘楽町では全体の14.5パーセントで、群馬県の中で2番目に少ない割合となっています。ほとんどの方が介護保険のお世話にならずに一生を終わることが一貫して明らかになっています。それなのに保険料は、第1号保険者に対しては一部補助などがされているものの、基準の第5段階の方で年間で6万9,000円です。民間の保険なら入らないのではないかと思える人達ですが、公的だからこそ大きな期待があり、簡易保険だから逃れることができないのがこの保険です。年金から強制的に引かれたりする割には、利用する時に利用料が1割も取られます。いつでも誰でも何処でもサービスが受けられなくてはならないのに、他の保険と違って、認定されなければサービスが受けられません。また、サービスを受けている時でも保険料が取られるなど色々な矛盾があるのが現実です。私はまず介護保険での国の負担割合を現在の25パーセントから最低でも30パーセントに増やし、保険料や利用料の減額や免除制度をつくるのが大事だと思います。保険料、利用料の在り方を支払能力に応じた負担に改めること。また、以前のように要介護1・2の方も特別養護老人ホームに入れるようにする。そして、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進め、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備をすること。福祉は人の立場で、介護労働者の労働条件を守り改善することが必要と考えますが、そのプランが示されていないので、反対いたします。

◇議長（富岡朝男君） 続いて議席11番、山崎澄子君。

◇11番（山崎澄子君） 私は、議案第31号、令和3年度甘楽町介護保険事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、平成12年度の開始から20年を経過し、この間、要介護者やご家族が抱えてきた介護への不安や負担の解消、軽減の手助けとなり、広く町民にも理解され定着・発展し続けている制度となっています。介護保険事業計画は3年ごとに見直しがあり、令和3年度は、第8期の初年度となります。「安心していきいきと暮らせる町づくり」を将来像とし、高齢者の自立支援と重度化防止、一人ひとりが役割を持ち、助け合い暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を図る取組を推進しています。

本予算は、財源を確保し、要介護者など介護サービスを必要とする方に必要なサービスを提供できる予算額が計上されています。また、毎週開催の居場所や筋力トレーニング教室、おたっしや会など介護予防・健康づくりなどを目的とした、町独自の取組を実施する地域支援事業費も計上され、第8期計画推進のため適切な予算額が確保されていると思います。

以上のことから、今後も医療・介護・予防・生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの充実に向け、一層の取組を要望し、本予算は適切なものと考え、賛成討論いたします。

◇議長（富岡朝男君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第24 議案第32号 令和3年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第24、議案第32号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第25 議案第33号 令和3年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第25、議案第33号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（富岡朝男君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第26 議案第34号 令和3年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第26、議案第34号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（富岡朝男君） 举手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第27 議案第35号 令和3年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第27、議案第35号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◇議長（富岡朝男君） 举手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第28 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（富岡朝男君） 日程第28、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（黒澤 篤君） 令和3年3月15日。甘楽町議会議長、富岡朝男様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長、黒澤篤。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。令和3年3月9日午後3時43分。2、場所。甘楽町公民館大会議室。3、出席者。委員長、黒澤篤。副委員長、白石豊樹君。委員、横尾稔君。委員、相川忠夫君。委員、中野喜久勇君。委員、山田邦彦君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、富田浩君。企画課長、田村昌徳君。住民課長、田中睦宏君。会計課長、岩崎佳孝君。学校教育課長、秋山勝重君。社会教育課長、大河原敦子君。

6、審査の状況。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。現在の最低賃金は、最高の東京都は時給1,013円であり、最低の7県では時給792円で、その差が221円もある。また、群馬県は時給837円であり低い部類である。毎日8時間働いても手取り月11万円から14万円程度にしかならないため、個人が自立して生活することが困難である。

一方で、中小・零細業者には、最低賃金のアップが経営を圧迫しないよう、支援が必要となる。

本陳情は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

◇議長（富岡朝男君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第29 発議第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

◇議長（富岡朝男君） 日程第29、発議第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

黒澤篤君、登壇して説明願います。

◇8番（黒澤 篤君） 発議第1号。令和3年3月15日。甘楽町議会議長、富岡朝男様。提出者。議会議員、黒澤篤。賛成者。同、白石豊樹。同、横尾稔。同、相川忠夫。同、中野喜久勇。同、山田邦彦。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）。

我が国経済は、景気が長らく停滞していたところに新型コロナウイルス感染症の影響が重なり、極めて厳しい状況にある。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の中にも厳しい状況が見られる。経済を回復させるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、そのための賃金の引上げが不可欠である。しかしながら、2020年度は、新型コロナウイルスの影響を受け、最低賃金の全国加重平均は901円から1円引上げの902円にとどまった。

また、最低賃金は、都道府県ごとに4ランクに分けられ、最も高い東京は1,013円であるのに対し、本県は837円、最も低い地域は792円となっており、地域間格差は最大で221円である。このままでは地方の労働力が都市部へ流出しかねない。

いまこそ、全国一律最低賃金制度を実現して最低賃金の地域間格差を是正し、最低賃金を抜本的に引き上げることが重要である。併せて最低賃金の引上げに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさを考慮し、とりわけ、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業への支援の強化が求められる。

よって、国におかれては、全国一律最低賃金制度実現による最低賃金の引上げと、中小企業支援の抜本的拡充のため、次の施策を実施するよう強く求める。

1、最低賃金の地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金制度を実現すること。2、

8時間働けば人間らしく暮らせるよう、最低賃金を抜本的に引上げること。3、最低賃金の引上げと事業の継続・発展が図れるよう、中小企業支援を最大限拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和3年3月15日。
甘楽町議会議長、富岡朝男。

内閣総理大臣、菅義偉殿。厚生労働大臣、田村憲久殿。経済産業大臣、梶山弘志殿。

以上でございます。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第30 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（富岡朝男君） 日程第30、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第31 議員派遣の件について

◇議長（富岡朝男君） 日程第31、議員派遣の件について議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。



午後1時49分休憩

午後1時58分再開



◇議長（富岡朝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○日程第32 一般質問

◇議長（富岡朝男君） 日程第32、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問1を議席7番金田倍視君、登壇の上、質問願います。

◇7番（金田倍視君） では、質問させていただきます。「ボランティア総合案内窓口の常設について」。

ボランティアをしたいのだが、どのようなものがあり、どのようにしたら良いのかを時々聞かれます。子育てや仕事の区切りなど、生活が落ち着いてくると社会貢献の意欲がわいてきます。しかし、初めてのこととなると、自分からはなかなか新規に立ち上げられない。募集広告があっても、直に窓口に行くと申し込みと取られるような気が先立ち、詳細を聞いてからでは活動内容が合わない時に断りにくいから気が引ける、との声を聞きます。

そこで、まずは気軽に町内でのボランティア募集やボランティア団体の活動内容の詳細や相談、案内ができる総合的な窓口が必要かと思えます。希望者は、ここでそれぞれの内容把握ができれば、自分にできる活動を必要としている募集窓口へ行きやすいのではないかと。

ぜひ、常設のボランティア総合案内窓口の設置が必要かと思われますが、町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、金田議員のボランティア総合案内窓口の常設、このことについてのご質問にお答えをいたします。

まず、ボランティアとは、一般的に「自発的な意思に基づいて、人や社会に貢献すること」と言われております。その活動も様々でありまして、高齢者や子育てを支援する活動をはじめ、被災地・災害ボランティアの支援など多岐にわたっております。

議員ご質問のボランティアに関する相談や受付等は、甘楽町社会福祉協議会で行っております。入浴、給食、読み聞かせなど、7団体163名の方々が甘楽町ボランティア連絡協議会に登録し、活動をされております。

また、ボランティアの募集も社会福祉協議会で随時行っておりますし、ボランティア団体の活動内容の詳細や、新たな活動についても相談・案内をしております。お気軽に社会福祉協議会までお問い合わせをいただければというふうに思います。

広報については、町のホームページと広報かんらの社会福祉協議会だよりの中で、活動内容等も随時掲載をしております。

今後も、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの募集をはじめ、活動の支援や推進を図るとともに、周知をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、願います。

金田議員。

◇7番（金田倍視君） まず、そういう人たちからそういう声が出てくるということは、まだ周知徹底されていないんだと思います。従って、もう少し「こういう窓口があります。何かあったら、こういうところへ相談してください。案内場はあります。」というような、そういうものが周知徹底なり、時々何かのチラシでも何でもいいですから、そういう窓口があればと思います。

初めての人にとっては、自分からそういうところに行って聞いたり、申し込むのはなかなか勇気がいることだと思います。したがって、どうしても申込窓口というところが決

まっちゃっているような気がしますので、その前にそういう紹介や相談、こんなものがありますよ、あんなものがありますよというところがあれば、いいんじゃないのか。私は子どもが好きだから子どもに携われるような何かはないのですか。老人福祉、そういうものもやってみたいんですけど。私は農業、農作業が得意だから、そういうものはありますか、どうですかという、そういう相談案内窓口。簡単に言ってみると駅とか観光地にある観光案内所みたいな窓口です。そんなブースとかは要らないと思いますけれども。こういうものがありますよ、こういうご相談ありますよ、そういう窓口をもうちょっと徹底して皆さんに周知していただければ、初めての人も入りやすいというか、相談しやすく、申し込みに行けるんじゃないのか。そんな気がしますので、ぜひその辺をお願いしたいと思っています。

今、普通に行くと、申込窓口という、まず申し込みが先になっちゃっている。そこにちょっと敬遠というか、怖いな、行ってもどうなのかなという。私なんか聞く人は、何かやりたいけれども、どうしたらいいんだろう、自分からなかなかという、そういう人たちなので、ぜひ案内とか、相談、紹介、そういう意味での窓口というか、それを打ち出していただければと思います。

また、やりたいという気持ちにいついつということはないし、人を見てあの人やっている、それでは私も何かやりたいなという時期はその人その人であるので、その辺で常設ということになるんですけども。ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 要望でいいですか。

◇7番（金田倍視君） はい。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が必要ですか。

◇7番（金田倍視君） 強く要望します。

◇議長（富岡朝男君） 要望でよろしいですね。

◇7番（金田倍視君） はい。

◇議長（富岡朝男君） 以上で、金田倍視君の質問が終了しました。

次に、質問2を議席4番吉田恭介君、登壇の上、質問を願います。

◇4番（吉田恭介君） 質問させていただきます。「甘楽町高齢者生活支援サービスを柔軟に普及を」。

甘楽町の町民の皆様が、安心して暮らしやすいまちづくりとして、町内のお買物代行

サービスの普及を提案いたします。

現在、甘楽町行政として、高齢者生活支援サービスは存在しますが、利用できる方は限定的であったり、条件もあると聞きます。

そこで、提案するのは、条件緩和プラス強化です。具体的な案とすれば、体にハンディはないが、免許返納者や妊婦さん、急な体調不良等で外に出たくても出られない、出るのも大変という方にもサービスを提供できるようにしたら、様々な方が安心して暮らしやすい町になると考えます。町で生活していれば、様々な状況、様々な場面があると思います。今のサービスにプラスアルファでバージョンアップしていけば、さらに暮らしやすい町になっていくと考えます。

そこで、質問します。

- 1、現在の高齢者生活支援サービスの利用者数。
- 2、提案した内容の今後の町としての意向。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、吉田議員の「甘楽町高齢者生活支援サービスを柔軟に普及を」のご質問にお答えをしたいと思います。

介護保険制度では、要介護、そして要支援の人を対象に、訪問介護を全国共通で実施しております。これは、ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、買物、調理、洗濯などの生活支援が受けられるサービスで、現在、町では60名の方が利用をしております。

議員ご質問の、甘楽町高齢者生活支援サービス事業は、先程の介護保険サービスの対象とならない高齢者の生活維持や孤独感の解消、地域社会との交流などを目的として、掃除、洗濯、ゴミ出し、買物等の支援を行っております。

対象者は、概ね65歳以上の独り暮らし及び高齢者のみの世帯または生活支援サービスが必要と認められる人で、現在6名の方が利用をしております。

今後も、支援するボランティアの育成を図りながら、事業を推進していきます。

次に、2番目のご質問の、提案した内容の今後の町としての意向についてですが、まず運転免許を返納した人など、多くの人に買物を利用しやすくするための支援として、デマ

ンドタクシー「愛のりくん」や、買物困難地域で高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業を継続して実施していきます。

これは買物をする楽しみや社会的な繋がり、そして自立支援として必要なことだというふうに思っております。

また、子育て支援センターでは、満1歳から小学校就学前までの子どもを預かり、買物や通院など様々な用途で利用できる支援も行っております。

妊産婦さんについては、里帰り出産ができない方や、外国人の世帯、近所に支援者のいない世帯などもあることから、買物に限らず日常生活支援の方法について検討していきたいと考えております。

今後必要とする人に必要な支援を提供できる取組を推進して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

吉田君。

◇4番（吉田恭介君） 今、お答えいただいたように、まずお買物の代行の制度については、買物に行けない人が、人を仲介することによって買物に行けるようになって、お店の人も、今まで来れなかった人が人を介すことによってお店に買物に来てもらえるようなシステムというのは、非常に良いことだと思っております。やはり自分の経験談になってしまうんですけども、急な風邪で家族中が風邪をひいてしまって外に出られなくなったりとか、長期的な怪我になってしまい、家族が昼間はお仕事に出てしまってお買物に行けない、けど急な買物が必要な人など、年齢問わず広い間口でサービスを受けられるようなシステムにしていけば、今後かなり良い制度になっていくと考えています。

なので、ぜひいろんな間口から、多方面から多種多様なケアができるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

そういった中で、買物だけに問わず、そこからゴミを出すのを手伝って欲しいとか、電球1つ取り替えて欲しいとか、町で困っている方の様々な意見も聞こえてくることもたくさんあると思いますので、ぜひ今後広くサービスができるようにご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） それは要望でよろしいですか。

◇4番（吉田恭介君） はい。

◇議長（富岡朝男君） 以上で、吉田恭介君の質問が終了しました。

次に、質問3及び質問4を議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「平和資料館の設置を」についてと、「公営住宅の入居要件の見直しを」について、伺います。

まず、「平和資料館の設置を」についてですが、戦後80年近くが経ちました。日本人のほとんどが戦争を知らない人となりました。私は、普段から憲法にある「再び戦争の惨禍が起こることの無いように」を大切にしていますが、時間が経ったり、忙しい日々を過ごすと、つい戦争の惨禍を忘れてしまいそうです。

住民の皆さんの中に、戦争の体験者が元気な今のうちに、戦争の惨禍を風化させない取組が必要だと思います。

かつて、町では、戦没者慰霊祭の開催時に、戦争に関係したものや、戦争中に使われた品物などの展示会を行いました。見学者の伸びがいまいち見られずにいました。人が集まるかどうかは問題ではないと思いますが、設置にあたっては、情報提供の仕方を工夫したり、カフェや食堂、子どもの遊び場などを併設するなど、人が集まりやすいように工夫をしなければいけないと思います。しかし、その場所がなくては話が始まりません。

ぜひ、「平和資料館」を設置し、子どもたちを中心に、住民の皆さんにも「戦争の悲惨さ」「平和の大切さ」を伝える場にしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

運営にあたっては、図書館の書籍やDVDのように、資料を相互貸借すれば、富岡や高崎、前橋、そして東京や広島、長崎の資料も目にすることができ、大変有効だと思います。

設置場所につきましては、新築で広いスペースが確保できれば一番良いのですが、廃校舎や今後子どもたちがいなくなる予定の幼稚園の園舎などを利用することも可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

次に、「公営住宅の入居要件の見直しを」について伺います。

公営住宅法の第一条は、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること

を目的とする」となっています。

また、第三条では、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するための必要があると認めた時は、公営住宅の供給を行わなければならない」と定めています。

今、コロナ禍で収入の道がごく細くなったり、途絶えたりする人が大変増えています。結果、住んでいる所を出されたり、ローンが払えず、やむなく自宅を手放したりする、そういう方も見られます。中には、税金などを滞納せざるを得なくなったり、そんな人たちの住宅の面での「セーフティネット」が公営住宅です。

そこで、「甘楽町町営住宅管理条例」の入居者の資格ですが、「市町村民税を滞納していないこと」とありますが、この項を廃止するべきと思いますが、いかがでしょうか。

今後、コロナの影響や高齢化、UターンやI・Jターン、リモートワーク、そして首都直下型地震や南海トラフ地震などの大震災の回避などで公営住宅の需要は増えると思いますが、計画的に公営住宅の建設を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 質問が終了しました。

質問3及び質問4を一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田邦彦議員の「平和資料館の設置を」のご質問にお答えをしたいと思います。

今日の日本の平和を維持していくためには、私たち一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の尊さを未来に伝えていく必要があると思っております。

山田議員のおっしゃるとおり、戦後75年を経過して、戦争の体験者も少なくなっている今、戦争の被害や悲惨さについて風化させないように、「戦争は絶対悪である」という意識を、次の世代を担う子どもたち伝えていく取組は、非常に大切なことであると考
えております。

まずは、①番の「平和資料館の設置」については、平成28年9月の定例会でも議員からご質問がございました。その時には、「平和記念館の建設」でしたけれども、「記念館の建設をすることにつきましては、被爆地の広島・長崎へ行って、戦争の悲惨さを肌で感じる事が極めて重要であり、当町に平和記念館を建設することは難しい」とお答えをし

ております。現在、町では、戦争に関する資料、展示するような資料を多く所有しておりませんので、「平和資料館」の設置は引き続き難しいと考えております。

②番につきましては、実際に現地へ行って、その場を見ることが一番有効であると、前回でも答えましたけれども、展示会を開催する場合には、資料を借りること、議員の質問の中にもありましたけれども、そのことは必要だというふうに思っております。相互にというご質問もありましたけれども、私どもの町では多くありませんので、ほとんど借りてということになるかと思えますけれども、そのような検討が必要であると思っております。

③番については、現状では平和資料館の設置は予定しておりませんので、いわゆる廃校になりました学校ですとか、廃校になった園舎等の利用は現在考えておりません。

しかし、戦争を知らない世代が圧倒的に多くなった現在、子どもたちに戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことは、とても大切なことであるというふうに思っておりますし、町内の小中学校でも、国語や道徳などの教科で、児童そして生徒の発達段階に応じた平和教育を実施しております。

今後も、総合的な学習や修学旅行、そして国際交流事業など多くの機会を通じて、平和に関する学習に取り組んでいけるよう、支援をしていきたいと考えております。

次に、「町営住宅の入居の見直し」のご質問をいただきました。

ご存じのように、現在、町には、金井の第一、第二、二日町の3つの団地があります。入居の戸数は36戸であります。金井地区の2つの団地は、昭和42年から47年にかけて建設されたもので、老朽化により新たな募集は行っておらず、入居者の退去によって募集を行っているのは、小川地区の二日町団地のみとなっております。

町の総合計画においては、人口の増加を見込んだ第4次総合計画までは、群馬県との共同による建て替えなどを計画しておりましたけれども、核家族化や少子高齢化が進む中で、住宅の整備・供給は、土地開発公社による宅地造成、民間による宅地造成・賃貸住宅へと転換してきたところであります。

こうした情勢の中で、一番目の質問の町営住宅管理条例第5条で規定する入居者のうち、「市町村民税を滞納していないこと」を廃止すべきのご質問でありますけれども。市町村民税に滞納があるということは、入居後の住宅家賃滞納にも繋がるのが危惧されるところであります。

群馬県及び公営住宅を所有して管理する県内市町村では、入居資格の条項への規定、あ

るいは入居申込時の添付書類として納税証明書などの提出を求めています。

公営住宅法第32条では、「家賃を3カ月以上滞納した時」は、「住宅の明渡し請求」ができる旨が規定されており、他の申込者との公平性などからも、現時点では、廃止することは考えておりません。

税や使用料の滞納は、恒常的なものや罹災による一時的なものなど、様々な状況があるかと思えます。

ご質問の中にあります町条例の同じ条項には、ただし書として、「特別な事情があると認められる場合には、この限りでない」と規定をしております。事由によっては、考慮することができるということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

続いて、「計画的な公営住宅の建設」についてでありますけれども、住宅に関する需要が、すべて公営住宅で賄われるものではなくて、高齢者にあっては、居住の安定確保と介護・医療との連携が必要となるケースもあり、U・I・Jターン、リモートワークなどでは、空き家対策事業を推進するなど、需要の状況によって振り分けも必要となると考えております。

また、公営住宅を管理する上では、被災者等の需要を考慮して、空きを確保しておくことは難しく、近隣に所在する県営住宅などの募集も定期的に行われておる現状ですので、町として新たな公営住宅の建設は、現在考えておりません。

少子高齢化が急激に進む中、国の施策は新たな建設でなく、ストックを重視した長寿命化への施設に移行しており、民間の賃貸住宅の活用も住宅セーフティネットの一翼を担うものとなっておりますので、入居者の状況、利用の形態に応じた対応を行っていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（富岡朝男君） 質問3について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 基本的なスタンスが共有されていると思いましたので、その点は異論はありません。了解しました。

その中で、平和資料館にしても記念館にしても、空間というんでしょうかね。ハードというんでしょうか。それ専用の場所というのがやっぱりないと、先程②のところでも町長は、資料をお借りして子どもたちや住民の皆さんに見てもらうのは有意義だという話をしていたので、良かったなと思ったのですが。ただその場所がなければ、入れ物がなければ、なかなかそういう交流するための武器というんでしょうか、あれにならないと思

うんですね。そういう中で、設置場所がとても大事だなというふうに思うんです。それぞれの地域に、中心のところには公民館があったり、それぞれのところには公会堂があったりとか、学校のもしかしたら空き教室があったりとか、いろんなものがあるかもしれませんが、やっぱり日常的に通年的というんでしょうかね。そういうことがものがないとなかなか足場にならないと思うんです。

そこで、先程も話しましたが、学校の廃校舎ですとか、幼稚園のハードがある訳ですから、例えば2、3年後にはそういう目標を持って計画をして、今現在は、先程もかつて展示会をしましたがという話は紹介しましたが、たしか町長の所にもたくさんそんな物資があったと思うんですが、今そういう意識のある人の中で、計画を立てて実行していかないと、次の世代に行くと、全部いわゆる不要物といいますかね。廃棄物の仲間に入れてしまう傾向になると思うんですね。それなので、そういう意識がある世代のうちに、そんなものがないとなかなか子どもたちに伝えるというふうに言葉で言ったとしても、実際のものでできないのかなというふうに思うんです。

例えば、2年後とか3年後とかいう目標をつくっていただいて、場所も確保する。そうなれば、「うちの関係者で自分の親類の中で、そんな資料があったら町に寄付するよ。」という話に繋がってくるんだと思うんですね。やっぱり、物がなければその次のステップには行かないと思いますので、ぜひそういう方向で検討していただければと思うんですが、①から③まで全部併せてなんですけど、再度答弁をお願いします。

◇議長（富岡朝男君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 続いて、2回目の質問をいただきました。

まず、甘楽町に図書館がございます。図書館は、決して広いスペースを持っている図書館ではありませんけれども、まずは小規模なら図書館の一部を使うような形で、戦争に関する資料といいますか、図書といいますか、そういうものを展示するようなコーナーがまず設けられたらいいかなと自分では思っているところであります。

それから、今、山田議員がおっしゃいましたように、戦争の時のいろんな資料といいますかね。そういうものが各家庭にまだまだあろうかと思えます。時期を追うごとによって、それら滅失していくといいますか、処分されていく現状だというふうに思っておりますので、できるだけ資料館では民俗資料として多くの資料を今集めて、寄付をいただいたりして集めているところであります。そういう資料等を整理しながら、例えば今、昔の甘楽第二中学校がありますけれども、あそこの建物は現在は今ちょうど「甘楽の雛祭り」を

したりしていますけれども、そこには教室もありますので、そういうところへ、よく多くの町村でもやっていますけれども、民俗的な資料を集めて展示して、無料で見せてというところも県内にもありますけれども。そのような形で戦争に関する資料等も町からなくなっていくうちに、そういうものにも目を向けて資料館等で集めていただいて展示できればというような思いを今持っておりますので、そのような場合にはご協力をいただければというふうに思っております。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（富岡朝男君） 質問3が終了しました。

続いて、質問4について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 答弁の内容としては、了解はしているんですけど、今までと違いますかね。いろんな時代背景ということで、戦後すぐのことですとか、それから高度成長とか、その後バブルがはじけてとか、それぞれの段階で住宅への要望とといいますか、関心とといいますか、住み方というんでしょうかね。変わってきていると思うんです。

今度はまた、いわゆるコロナの後の話。それと、先程紹介しましたけど、あちこちで大地震が予想されていますので、それをやっぱり見据えてやる住宅政策が必要じゃないかなと思うんですね。

先程、3カ月滞納したら退去云々という話が出ているんだよという話がありましたけど、そのことはそのことであると思うんですけど、公営住宅法ですとか、その執行例とか見ますと、最初から滞納する人には貸さないよということは触れてないんですよ。それはやっぱり、いろんな段階でというか、ケースで、困っている人を受け入れるには、いわゆるセーフティネットを通してするには、やっぱりそこは入れちゃいけないというか、その文言を入れてはいけないので、そういうふうな法律になっていると私は解釈しているんです。

例えば、最近私の知り合った人の中では、コロナになったので、その人は接客業をしているんですけど、売上が落ちたので自宅待機になってしまった。自宅待機になったので、収入が激減しました。その結果というか、その他にいろいろ要素はありますが、滞納が

発生しましたという。その人は、実は車上生活をしているんですね。ただ、杓子定規にこの条例ですとか、当てはめると、どこも拾ってもらえない状況があるんです。今、本人もいろいろと工夫はしているんですけど、今年の寒い冬でもそういう形が続いたりしています。ですから、先程の平和館とかと同じで、そもそも住宅がなければ、幾ら町長が心配して入ってよと言ったって、入る場所がない訳ですよ。今後、そういうふうなタイプの方が増えるかと思うんです。

そういう中で、何年前でしたかね。近隣のアパートの民間の部屋を貸しているところに、あまり影響しないような、要するに安過ぎない家賃の設定をしなくちゃいけないとか、あるいはとても狭過ぎるところに入居者を入れてはいけないみたいな基準ができて、今どこでもりっぱな公営住宅になっていますけど。やはりその辺も含めて、狭くても安く、民間とはちょっとバランスが取れないかもしれないけど、町として責任持って住宅に窮している人にセーフティネットをちょっと広げるんだという立場で行う必要があると私は思うんです。

今の条例がどうしたとか、法律が何だとかいうことじゃなくて、これからの話として、ぜひそういう形で要件を緩和したりとか、今後そういう大量に住居に困る人が出てくると私は予想するものですから、その見地で考えていただくと良いと思うんですけど、いかがでしょうか。

◇議長（富岡朝男君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 山田邦彦議員がご存じのように、多くの条例等が町にありますけれども、大体多くの条例にはただし書が付いております。いわゆる滞納の話もありましたけれども、特別の事情がある場合は、その人も町営住宅に入れるような手配が取れるようなただし書が付いている訳であります。そうは申しますけれども、先程申し上げましたように、甘楽町における町営住宅の数は非常に少ないのが現状であります。誰か困っている人が来るだろうから、3つの建物ぐらい空けておけという訳にはなかなかいかずに、いわゆる町営住宅に入りたいという人、空きが出れば入りたいという人を優先的に入居させていますから、平たくいえば、あまり空きがないような状況が続いているといたしますか、状況であります。

そういう中で、セーフティネットの話がありました。確かにそのような、例えば火災で焼け出されてしまったとか、大きな災害で家を流されてしまったとか、いろんな事情がある方が出てくるとも予想される訳であります。そのような場合には、いろんな手だてを

講じて、町が例えば民間の住宅を借り上げてその人を何カ月かそこで生活させてやれるようなセーフティネットを考える。そういうことも必要だというふうには思います。

住宅のただし書と同じように、それぞれのケース・バイ・ケースで、多くの方が住宅に困窮している場合には、手助けをしてやればいいのかというふうに今思っているところでもあります。

いろんなケースが出てくるかと思えますけれども、そのような時にはまた議員の皆さん等々のご意見等やご指導をいただきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ほとんど了解しました。

ぜひそれを文字にしてください。「特別に必要な人は」というふうなくくりですと、さっきのボランティアの窓口じゃないですけど、どの人がどういうふうに該当するのかとか、自分がそれに該当するのかどうかというのが分からずにあきらめてしまう人ですとか、そういうことにもなると思うんですね。ですから、例えば町長が特別に考えているのは、こういうふうなものなんですよというのを、ぜひ多少時間がかかっても良いと思うんですけど、こういうふうなケースにはこういうふうな手だてなど、タイプがいろいろ予想されると思いますので、ぜひそういう形で、町では空きがないけど、もっとこの頃のはやり言葉ですと、総合的、俯瞰的に見ていただいて、近隣の市町村とも手を携えながら、もちろん町内の民間のそういう人たちともある程度の協定か何か結んでいただいて、町としての持ち物はこれだけだけど、もうちょっとキャパといいますか、あるんだよというのを分かりやすく示していただけると、非常にありがたいし、良いことだなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◇議長（富岡朝男君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、お話がありましたように、まずは相談に来ていただくということが一番だというふうに思っております。その中で、できるだけ解決策を見いだせるように、職員もそして私どもも頑張る覚悟であります。今、言われましたように、町がない時の次はやっぱり、近隣ではもう富岡市に県営の住宅が随分ありますから、県のお力をお

借りして、空いているところがあれば、県営の住宅等の総務に私どもの方からお願いすることもやぶさかではないというふうに思っております。

一番最初のボランティアの話じゃありませんけれども、社会福祉協議会でボランティアの受付の窓口、相談をやっております。それと同じように、住宅についても、建設課のところで申込みの受付なり相談なりを行っておりますので、ぜひまずはお相談をいただいて、お互いに納得できるような解決策が見いだせればよろしいかなというふうに思っております。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） 以上で、山田邦彦君の質問が全て終了しました。

これをもちまして、一般質問が終了しました。

◇

○字句等整理委任の件

◇議長（富岡朝男君） 令和3年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

◇

○町長挨拶

◇議長（富岡朝男君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 令和3年第1回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会も8日に開会し、本日最終日を迎えました。

今定例会におきましては、令和3年度一般会計及び各特別会計の当初予算そして条例の制定・改正・廃止、令和2年度一般会計及び各特別会計の補正予算、固定資産評価審査委

員、教育委員同意の人事案件そして町道路線の認定等、それぞれ慎重にご審議賜りました結果、すべて原案どおりご議決、ご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

本会議での一般質問、そして全員協議会での予算審議等で寄せられました数々のご意見ご提言等を念頭におき、町政執行に努めて参りますので、今後ともご指導ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたけれども、令和2年度も大詰めを迎え令和3年度へと年度が切り替わるところであります。心新たに新年度を迎え、各事業に積極的に取り組んで参ります。議員をはじめ町民皆様のお力添えをぜひ賜りたいと存じます。

いまだ新型コロナウイルス感染症が収束せず、この夏に実施をする予定の東京オリンピック・パラリンピックの開催方法は非常に難しいものがあるのではないかと考えております。県内でも変異株ウイルスの感染が認められるなど、新たな懸念材料も出てきており心配されているところです。

そんななか、町ではキラッとかんら観光キャンペーンの時季でありますけれども、できるものは規模を縮小するなど開催方法を考え、形を変えながら、少しでも町に活気が出るように実施をしていきたいと考えております。

議員の皆様にもご指導ご協力のほどお願い申し上げますとともに、この時期、健康に十分ご留意の上、益々ご活躍を賜りますようご祈念申し上げます次第であります。

また、本日は傍聴者の皆様にお越しいただきましてありがとうございました。今後においても議会、そして町政に対する関心を高めていただきますことをお願い申し上げます。

長時間にわたり傍聴いただきまして、ありがとうございました。

皆さんに御礼申し上げ、ご挨拶といたします。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（富岡朝男君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月8日に開会した今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日、無事に閉会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、令和3年度一般会計予算及び各特別会計予算を始め重要な条例や人事案件など、多くの案件をご審議いただき、上程された全議案の議決を得ることができました。

執行各位におかれましては、議員各位から出されました意見、要望につきましては、意に適う、より効率的な業務執行に努められますよう、強く期待をしております。

傍聴席の皆さんには、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。

今後においても議会に関心を高めていただき、再度傍聴いただければ幸いです。私ども議会も「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っております。

特に議会改革につきましては、議会改革推進委員会を中心に取り組んでおります。今回一般質問の一部について録画を行い、町のホームページから閲覧できるように準備を進めております。

最後に新型コロナウイルス感染症の収束および当町の益々のご発展とご参会の皆さんのご多幸、ご活躍をご祈念申し上げて閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（富岡朝男君） 以上で、令和3年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後2時46分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 富 岡 朝 男

署名議員 中 野 喜 久 勇

署名議員 山 崎 澄 子